

平成31年度「キックバイクを用いた子ども自転車教室」運營業務委託

募集要項

- 応募書類の提出期限

平成31年4月11日（木）午後5時まで

※ 応募書類は郵送又は持参すること。

- 問合せ先及び応募書類提出先

京都市 建設局 自転車政策推進室 安全利用担当（芝，宗實）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電 話： 075-222-3565

E-mail： jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp

1 趣旨

本市では、平成27年3月に策定した「京都・新自転車計画」、平成30年3月に策定した「京都市自転車安全教育プログラム」に基づき、子どもからお年寄りまでライフステージに応じた自転車安全教育を行っていくこととしている。

とりわけ平成28年度から、自転車王国デンマークにおける教育手法を参考に、市内の幼稚園や保育所で実施している「キックバイクを用いた子ども自転車教室」は、幼児向けの自転車教室の中核として位置づけている。

幼児期は自転車に乗り始める年齢層であり、心身の機能の成長期でもあるため、本教室では、基礎的な技能や知識を習得してもらうことに主眼を置いている。具体的には、キックバイクを用いたゲームを通じて、自転車に乗るための必要なバランス能力や危険回避能力等の運動スキルを養成するとともに、ぶつからないようにする等他者を思いやる気持ちの養成など社会性を育むこと、また、簡単な交通ルールを認識してもらうことも目的としている。

今後、本教室の更なる充実発展のためには、民間事業者の経験やノウハウ等を広く募ることが必要と考え、この度、公募型プロポーザル方式により事業者を選定することとした。

本要項は、事業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務内容

別添1「仕様書」のとおり

(2) 契約期間

平成31年4月中旬から平成32（2020）年3月31日まで

(3) 予定価格

受講者1人当たり4,500円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以内

※ 委託上限額5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内

3 応募資格

応募の資格者は、法人又は法人以外の団体とし、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者（京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項に掲げる資格を有する者とみなせる場合は、当該プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料

- (4) (略)
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 企画書の提出日から選定結果の通知日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 過去5年以内に、地方自治体、保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校のいずれかにおいて、自転車教室の運営実績があること。
- (4) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による共同事業体（以下、「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、事業者側で定めた代表事業者及び分担事業者が、上記(1)～(3)の条件を満たしているものとする。また、当該業務委託契約の締結の日までにコンソーシアム運営に係る協定書の締結を予定していること。

4 受託候補者選定スケジュール

平成31年3月29日（金）	公募開始
4月 3日（水）	質問受付締め切り
5日（金）	質問に対する回答
11日（木）	提出書類一式受付締め切り
12日（金）	プレゼンテーション
17日（水）	受託候補者の決定
4月中旬以降	契約締結・業務開始

※ スケジュールはやむを得ない事情により、変更することがある。

5 応募手続等

(1) 提出書類

応募者は次の書類を提出すること。

No.	様式名	ファイル名
1	(様式1) 参加申請書	【別添2】 応募様式
2	(様式2) 誓約書	【別添2】 応募様式
3	(様式3) 団体の概要	【別添2】 応募様式
4	(様式4) 実績報告書	【別添2】 応募様式
5	見積書※	(様式任意)
6	企画書	(様式任意)

※ 見積書については、平成31年度における現段階で想定される企画、運営、事務経費等の全てを含んだ経費内訳。

(2) 提出部数 正本1セット 写し5セット 合計6セット

※ 提出書類は、原則A4サイズで作成し、各1部ずつを1セットとしてまとめ、ダブルクリップ等で仮留めし、6セット分を提出すること。

(3) 募集期間 平成31年3月29日（金）～4月11日（木）午後5時

※ 提出期限以降は受付できないので、注意すること。

- (4) 提出場所 〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市建設局自転車政策推進室 安全利用担当
- (5) 提出方法 郵送又は直接持参のいずれか
- (6) その他
- ・ 企画書等の提出にあたっては、別添1「仕様書」に十分留意すること。
 - ・ 上記提出のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

6 質問と回答

- (1) 受付期間 平成31年3月29日（金）～4月3日（水）午後5時
- (2) 質問方法 別添2「応募様式」内の「(様式5) 質問票」により、電子メールにて送信すること。また、電子メールの件名は、「キックバイク教室業務委託に関する質問」とすること。
※ 電話及び口頭による質問は不可。
- (3) 提出先 E-mail: jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp
(自転車政策推進室 安全利用担当 宛)
- (4) 回答 平成31年4月5日（金）を目途に、京都市情報館のホームページにおいて公開する。

7 選定方法

- (1) 審査
提出書類及びプレゼンテーションの結果を基に、本市が設置する選定委員会により審査を行い、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定する。
※ 応募多数の場合（4社以上）、プレゼンテーションを行う事業者を、事前に提出いただいた企画書等をもとに選考する場合がある。
- (2) プレゼンテーション
ア 日時 平成31年4月12日（金）（30分間程度）
※ 原則、上記日程で行うが、やむを得ない事情により、変更する場合もあるため、別途通知する。
イ 場所 京都市役所（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地）
ウ 方法
- ・ 参加人数は5名以内とする。
 - ・ 説明 20分以内、質疑応答 10分程度
 - ・ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
 - ・ 説明に用いる資料は、事前に提出された企画書等とする。
 - ・ パソコン及びプロジェクター等使用し、映写しながらプレゼンテーションを行う場合は、事前に本市に連絡し、許可を得ること。
 - ・ 説明は本業務に直接携わる者が行うこと。
- (3) 審査基準
別添3「受託候補者審査基準」のとおり
- (4) 審査結果

選定結果は、平成31年4月17日（水）までに郵送又は電子メールにより全応募者に通知する。

(5) 企画書等の無効

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した提案書を無効とし、選定の対象外とする。

ア 「3 応募資格」に掲げる資格のない者が企画書等を提出した場合。

イ 企画書等に虚偽の内容が記載されていた場合。

ウ 企画書等に記載された当業務に関わる者が、契約締結後に当該当業務に従事できない場合。ただし、やむを得ない事情があるものとして、本市より認められた場合はこの限りではない。

エ 見積書に記載された金額が、予定価格を超えた場合。

オ 他の応募者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

8 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 受託候補者決定後、候補者と協議のうえ、業務委託内容及び委託金額について最終決定し、委託契約を締結するものとする。
- (2) 業務委託条件は、本要項に基づく企画書の提案内容をもとにするが、契約段階において、修正を求める場合がある。ただし、提案内容は実現を確約したものとみなす。
- (3) 受託候補者との協議が不調に終わった場合は、受託候補者の選定において、順位の高かった者の順に協議を行う。
- (4) 受託者は本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りではない。
- (5) 受託者は事業が完了次第速やかに実施事業報告書（様式任意）を提出するものとする。本市は報告書受理後、受託者の請求により、委託料を支払うものとする。
- (6) 本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。
- (7) コンソーシアムを結成して契約する場合、本業務委託の運営に関する協定書を構成事業者間で締結し、本市の了承を得ること。また、その1部を本市に提出すること。
- (8) 受託者は、当該委託業務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱わなければならない。また、業務委託期間の満了後及び契約が解除された場合においては、本業務を受託したことによって知り得た情報（帳票及び磁気媒体）を速やかに破棄すること。ただし、翌年も継続して受託する場合は、この限りではない。

9 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用（企画書作成費、交通費等）は、参加者負担とする。
- (2) 提出された企画書等は、返却しない。また、差替え及び再提出には応じない。
- (3) 審査の経過等に関する問合せには一切応じられない。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。